

## 司法試験第一次試験受験者の無効答案等に関する取扱いについて

(平成16年11月12日司法試験考査委員会議申合せ事項)

### 1 無効答案

次の答案は無効答案として0点とする。

- (1) 故意，過失を問わず，解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される余事記載のある答案（採点した答案に当該答案が存在した場合には，採点報告の際，該当事項を書き添えて事務当局に通知する。）
- (2) 指定の筆記具（黒インクのボールペン又は万年筆）以外で記載された答案（事務当局が採点前に当該答案を発見した場合には，当該答案に下記の表示をして考査委員に通知することとする。）

表示例

	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">審査番号</div>
<p>本答案は，指定の筆記具以外で記載された答案につき，採点は無効（0点）で処理願います。</p> <p style="text-align: right;">司法試験委員会庶務担当</p>	

### 2 答案用紙の取違い（論文式，外国語）

答案用紙を取違えた場合は，無効（0点）とする。

ただし，正規の手続によって答案用紙の取違いの訂正を申し立てた者の答案については，事務当局において答案用紙欄外にその旨表示してあるので，正規答案として採点する。

表示例

答案訂正受理 <b>1 → 2</b> 司法試験委員会
-----------------------------------